



鳥取県公報

平成13年 2月27日(火)

第 7 2 5 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）..... 1
	生活保護法による診療所の廃止の届出（ " ）..... 2
	応急入院病院の指定（健康対策課）..... 2
	消防法による危険物取扱者試験事務等を取り扱う事務所の所在地の変更（消防課）..... 2
	大規模小売店舗の新設の届出（経営流通課）..... 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（ " ）..... 4
	土地改良区の役員の退任（耕地課）..... 5
	土地改良事業の協議の適否の決定（ " ）..... 5
	保安林の指定予定（2件）（森林保全課）..... 6
	保安林の指定の解除予定（2件）（ " ）..... 7
	基本測量の終了（管理課）..... 7
	土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）..... 8
	鳥取県収納代理金融機関の位置の変更（会計課）..... 8
選管告示	選挙管理委員会の招集..... 9
調達公告	公募型指名競争入札の実施（管理課）..... 10

告 示

鳥取県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
みちだ歯科クリニック	鳥取市田島722	平成12年12月15日
みはぎの歯科医院	鳥取市美萩野一丁目118 - 15	平成13年 1月19日

鳥取県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
にしむら薬局	八頭郡船岡町大字船岡576 - 1	平成12年12月31日

鳥取県告示第106号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき、応急入院指定病院を指定したので、次のとおり告示する。

平成13年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定期間
特別医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	平成13年 2月21日から 平成14年 3月31日まで
医療法人仁厚会倉吉病院	倉吉市山根43	”

鳥取県告示第107号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の8第2項（同法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり財団法人消防試験研究センターから危険物取扱者試験事務及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第13条の8第3項（同法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成13年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
鳥取市東町一丁目271	鳥取市立川町六丁目176	平成13年 2月19日

鳥取県告示第108号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A鳥取西部中央資材店舗「J AグリーンS E I B U（仮称）」

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津1450

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所
鳥取西部農業協同組合 代表理事組合長 水野 浩
鳥取県米子市東福原一丁目5 - 16
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成13年10月2日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,163.84㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 137台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 40台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 面積 187.71㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 27.3m³
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時30分(年間)
閉店時刻 午後6時30分(11月から2月まで)
午後7時30分(3月から10月まで)
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後7時まで(11月から2月まで)
午前8時30分から午後8時まで(3月から10月まで)
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 3か所
 - イ 位置 8の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後4時まで
- 7 届出年月日
平成13年2月2日
- 8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
平成13年2月27日から4月間
- 10 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経営流通課
米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部県民局

西伯郡日吉津村大字日吉津872 - 15

日吉津村産業課

11 意見書の提出

日吉津村の区域内に居住する者、日吉津村において事業活動を行う者、日吉津村の区域をその地区とする商工会その他の日吉津村に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第109号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルイ宮長店

鳥取市宮長28ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

有限会社 サンインマルイ	鳥取市湖山町東一丁目122 - 1	代表取締役	松田欣也
有限会社 バッカス	岡山県津山市一方228	代表取締役	松田欣也
株式会社 ランディーズ	岡山県津山市一方228	代表取締役	小林新一
株式会社 山陰フジカラー	松江市東津田町1886 - 4	代表取締役	川端成幸

(変更後)

有限会社 サンインマルイ	鳥取市湖山町東一丁目122 - 1	代表取締役	松田欣也
有限会社 バッカス	岡山県津山市一方228	代表取締役	松田欣也
株式会社 ランディーズ	岡山県津山市一方228	代表取締役	小林新一
株式会社 山陰フジカラー	松江市東津田町1886 - 4	代表取締役	川端成幸
株式会社 アベイル	埼玉県大宮市宮原町二丁目19 - 4	代表取締役	藤原秀次郎

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,579㎡

(変更後) 3,595㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 5の書類に記載のとおり

イ 収容台数 (変更前) 172台

(変更後) 226台

荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 5の書類に記載のとおり

イ 面積 (変更前) 223m²
(変更後) 295m²

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 5の書類に記載のとおり

イ 容量 (変更前) 54.1m³
(変更後) 69.6m³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 (変更前) 3か所
(変更後) 4か所

イ 位置 5の書類に記載のとおり

3 変更年月日

平成13年10月3日

4 届出年月日

平成13年2月2日

5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成13年2月27日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営流通課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 竹 村 美 好 八頭郡佐治村大字森坪270 - 1

平成13年2月14日退任

鳥取県告示第111号

倉吉市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業大立地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準

用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年2月28日から23日間

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第112号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡郡家町大字上津黒字西ヶ谷392の1、393、394、395の1、395の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、郡家町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第113号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字小河内字奥山935の47、935の48、935の50

- 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、河原町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第114号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡用瀬町大字赤波字廣畑ケ1777の2・字櫻谷1778の2・1779の2・1779の3・1780の2・1782の2（以上6筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第115号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字助沢字小林447の8・447の9（以上2筆国有林）、447の7
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第116号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作 業 種 類 基本測量（2万5千分の1地形図修正測量作業）
- 2 作 業 地 域 米子市、境港市、西伯郡西伯町及び会見町並びに日野郡日南町
- 3 終了年月日 平成13年 2月15日

鳥取県告示第117号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、倉吉市旭西町土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成13年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間
変更なし
- 2 施行地区
変更なし
- 3 事務所の所在地
倉吉市上井347 - 2
- 4 設立認可の年月日
平成11年10月4日
- 5 事業年度
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法
事務所の掲示場に掲示して行う。
- 7 変更認可の年月日
平成13年 2月22日

鳥取県告示第118号

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成13年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
3 鳥取県収納代理金融機関				3 鳥取県収納代理金融機関			
店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称		店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称	
略				略			
鳥取いなば 農業協同組 合	本店	鳥取市行徳一丁目	株式会社山陰合同銀行鳥取営業部	鳥取いなば 農業協同組 合	本店	鳥取市行徳一丁目	株式会社山陰合同銀行鳥取営業部
	稲葉支店	鳥取市滝山		稲葉支店	鳥取市滝山		
	中ノ郷支店	鳥取市丸山町		中ノ郷支店	鳥取市丸山町		
	賀露支店	鳥取市賀露町南四丁目		賀露支店	鳥取市賀露町南四丁目		
	富桑支店	鳥取市西品治		富桑支店	鳥取市西品治		
	面影支店	鳥取市雲山		面影支店	鳥取市雲山		
	大和支店	鳥取市倭文		大和支店	鳥取市倭文		
	神戸支店	鳥取市上砂見		神戸支店	鳥取市上砂見		
	大正支店	鳥取市緑ヶ丘一丁目		大正支店	鳥取市古海		
	東郷支店	鳥取市西今在家		東郷支店	鳥取市西今在家		
	明治支店	鳥取市上原		明治支店	鳥取市上原		
	豊実支店	鳥取市宮谷		豊実支店	鳥取市宮谷		
	松保支店	鳥取市布勢		松保支店	鳥取市布勢		
	湖山支店	鳥取市湖山町北一丁目		湖山支店	鳥取市湖山町北一丁目		
	千代水支店	鳥取市安長		千代水支店	鳥取市上砂		
	未恒支店	鳥取市伏野		未恒支店	鳥取市伏野		
	大郷支店	鳥取市松原		大郷支店	鳥取市松原		
	吉岡支店	鳥取市吉岡温泉町		吉岡支店	鳥取市吉岡温泉町		
	津ノ井支店	鳥取市桂木		津ノ井支店	鳥取市桂木		
	米里支店	鳥取市古郡家		米里支店	鳥取市古郡家		
倉田支店	鳥取市八坂	倉田支店	鳥取市八坂				
美穂支店	鳥取市朝月	美穂支店	鳥取市朝月				
鳥取美保支店	鳥取市吉成	鳥取美保支店	鳥取市吉成				
鳥取支店	鳥取市吉方町二丁目	鳥取支店	鳥取市吉方町二丁目				
略				略			
略				略			

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第10号

平成13年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年2月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成13年3月2日(金) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理員室
- 3 議題
 - (1) 船岡町長選挙に係る審査申立てについて
 - (2) その他

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 加茂川広域基幹改良工事(奥谷橋上部工)
- (2) 工事場所 米子市奥谷
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工により、加茂川に一般県道岩屋谷米子線の奥谷橋の上部工を架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：ポストテンションセグメントホロー^{けた}桁

橋 長：L = 25.70m

支 間 長：24.9m

幅 員：全体 W = 15.550m (車道：W = 10.750m、歩道：W = 3.5m)

平面線形：曲線橋

架設工法：架設^{けた}桁架設工法

- (5) 工 期 着工の日から280日間
- (6) 予 定 価 格 92,391,600円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 土木工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
- エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。
- オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,070点以上であること。
- カ 平成13年2月27日（火）から同年3月6日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- キ 平成12年4月1日（土）からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更正法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- ク 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- （ア）主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- （イ）監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- （3）共同企業体の代表者の資格
- ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。
- イ 平成3年度以降に、PC橋（道路橋に限る。）上部工の^{けた}桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- ウ （2）のクにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成3年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。
- 3 技術資料等の作成及び提出
- （1）技術資料作成要領の交付
- 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。
- ア 交付期間及び時間
- 平成13年2月27日（火）から同年3月6日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
- | | |
|---------------|--------------------------|
| 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階） |
| 八頭郡都家町大字郡家100 | 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内） |
| 倉吉市東巖城町2 | 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内） |
| 米子市鞆町一丁目160 | 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内） |
| 日野郡日野町根雨140-1 | 鳥取県根雨土木事務所総務課（日野総合事務所内） |
- （2）技術資料等の提出
- 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。